

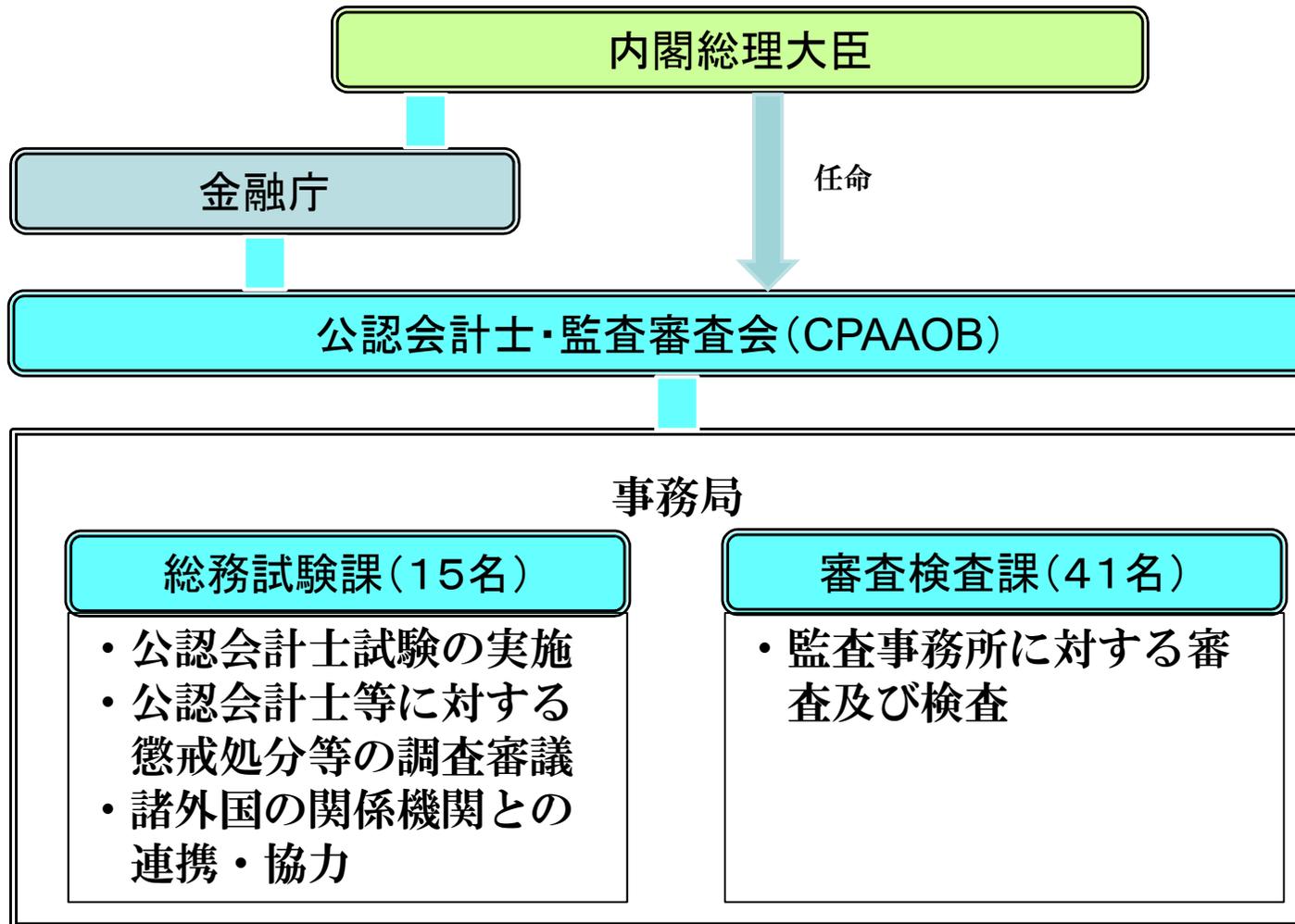
公認会計士制度

金沢大学

令和5年7月27日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和4年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会パンフレット』令和4年度版、2頁。一部修正。)

構 成

はじめに～公認会計士の使命と業務

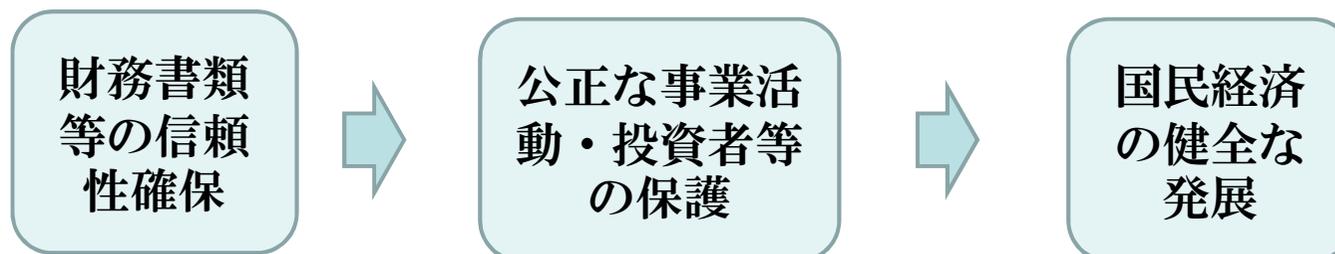
- I. ディスクロージャー制度における監査の意義
- II. 監査人の要件
- III. 公認会計士試験制度
- IV. 監査法人
- V. 公認会計士の活躍領域

おわりに

はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、**財務書類**その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の**公正な事業活動**、**投資者及び債権者の保護**等を図り、もって**国民経済の健全な発展**に寄与することを使命とする。」

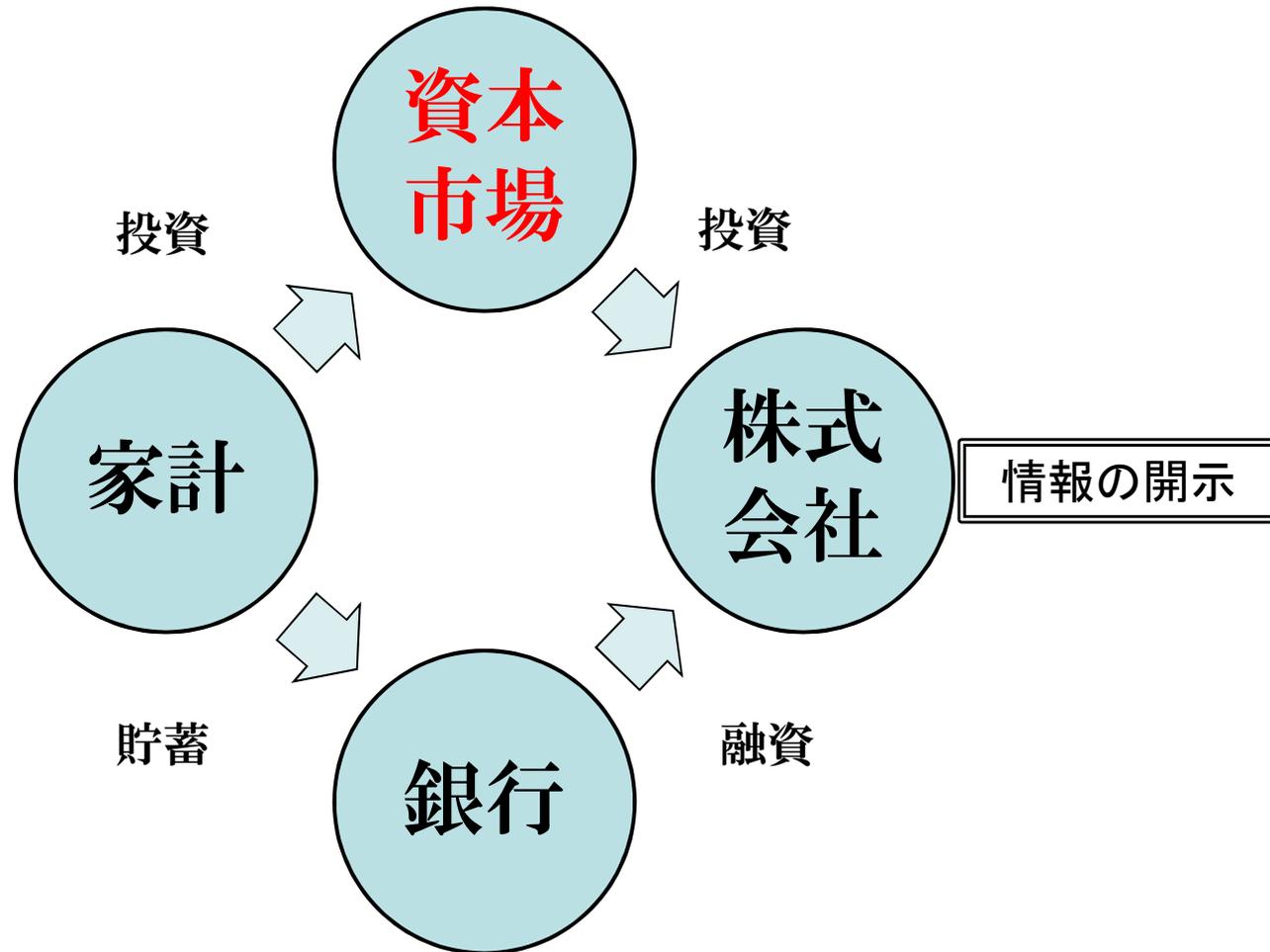


はじめに～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、**財務書類の監査**又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

I

ディスクロージャー制度における監査の意義



I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者に売却します。
 - 銀行等から融資を受け、資金調達する場合もあります。
- 投資者は、購入後、必要に応じて、株式や債券を自由に売買できれば、購入は容易になります。したがって、株式会社の資金調達も容易になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が資本市場です。

I ディスクロージャー制度における監査の意義

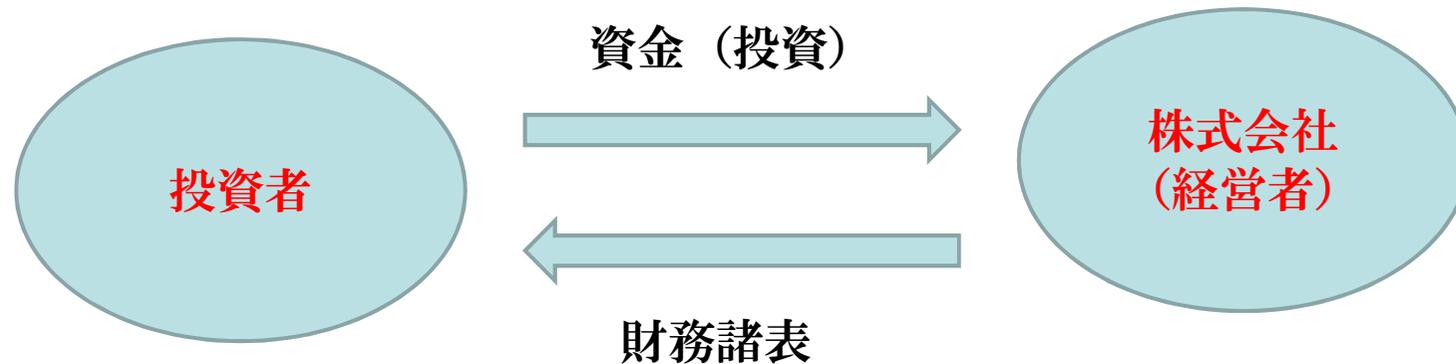
- 資本市場に参加する投資者は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。
 - － 投資者等は、財務情報に基づき、自分が提供した資金を効率的に活用する株式会社を選択して投資しようとしています。
 - － その結果、効率的な収益力の高い会社が有利に資金調達できるようになることを通し、**適切な資源配分**が実現します。

I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 金融商品取引法では、上場会社等が提出する有価証券報告書等の書類において、財務諸表等の財務情報を開示するように求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、**EDINET** (Electronic Disclosure for Investor's Network) で入手できます。

I

ディスクロージャー制度における監査の意義



投資者（株主等）は、財務諸表について、2つの判断をする必要があります。

- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、場合によっては、都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。

I

ディスクロージャー制度における監査の意義

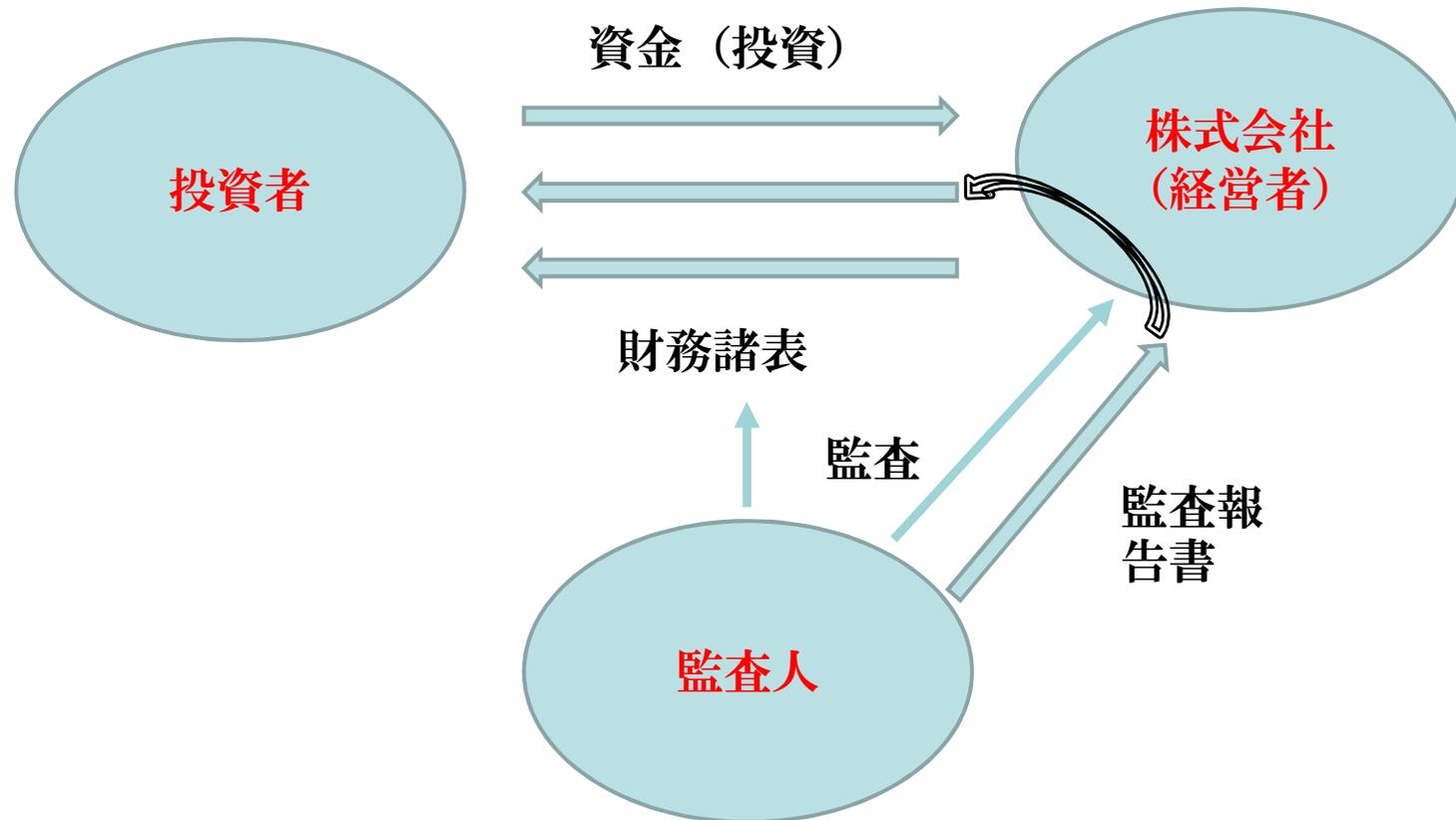


pixta.jp - 54426926



- 会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？
- その財務諸表を信頼して資金を提供した投資家は、ある日突然実態が判明して、損失を被るかもしれません。

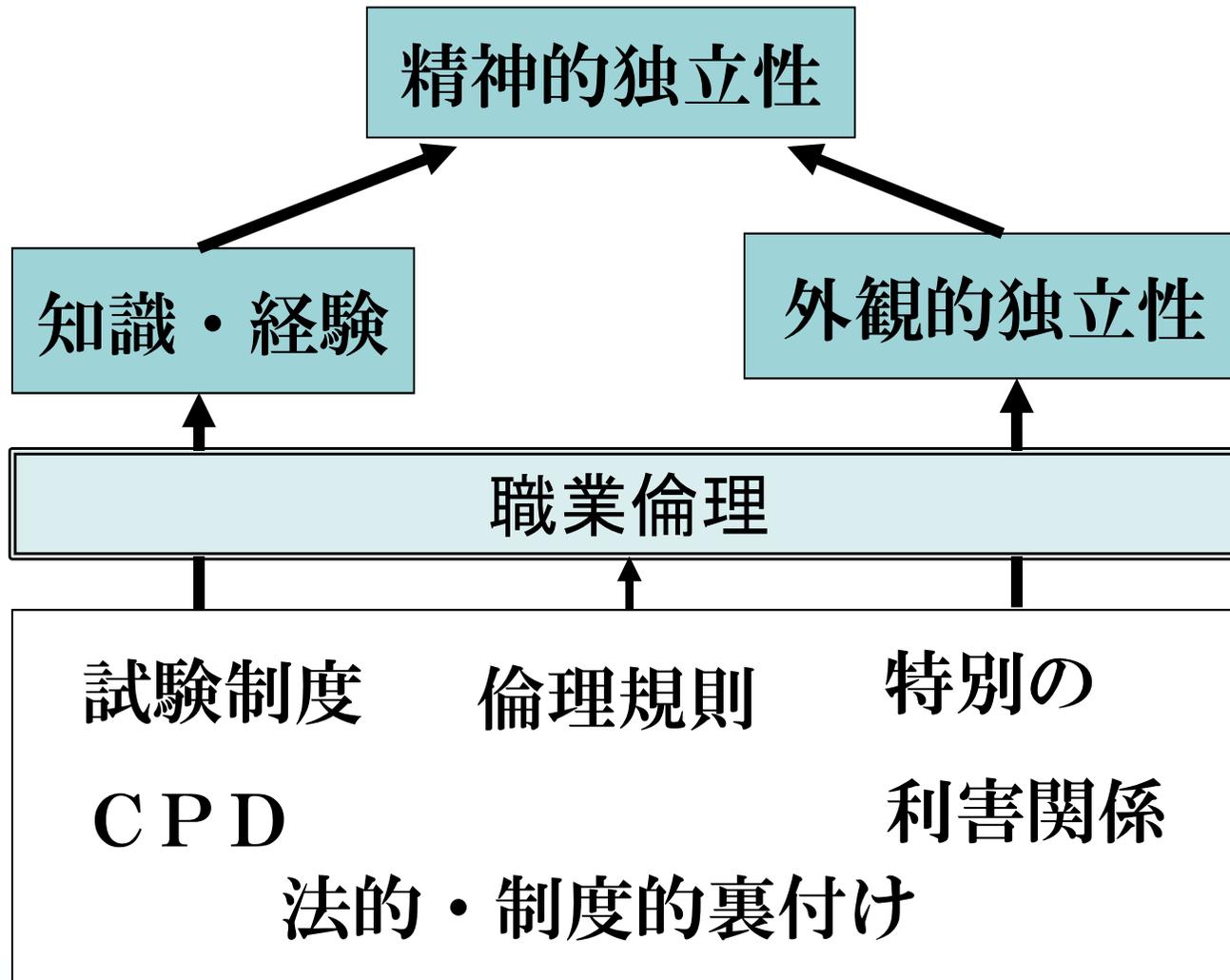
ディスクロージャー制度における監査の意義



I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。しかし、投資者等自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者等の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を伝えるようにすればよいのです。
- 公認会計士は、監査人として財務諸表の信頼性を確かめることを通して、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。
- 金融商品取引法では、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）

Ⅱ 監査人の要件



Ⅱ 監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません（**精神的独立性**）。
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます（**職業倫理**）。
- 日本公認会計士協会は、**倫理規則**を定め、公認会計士にこのような行動をとるよう義務付けています。

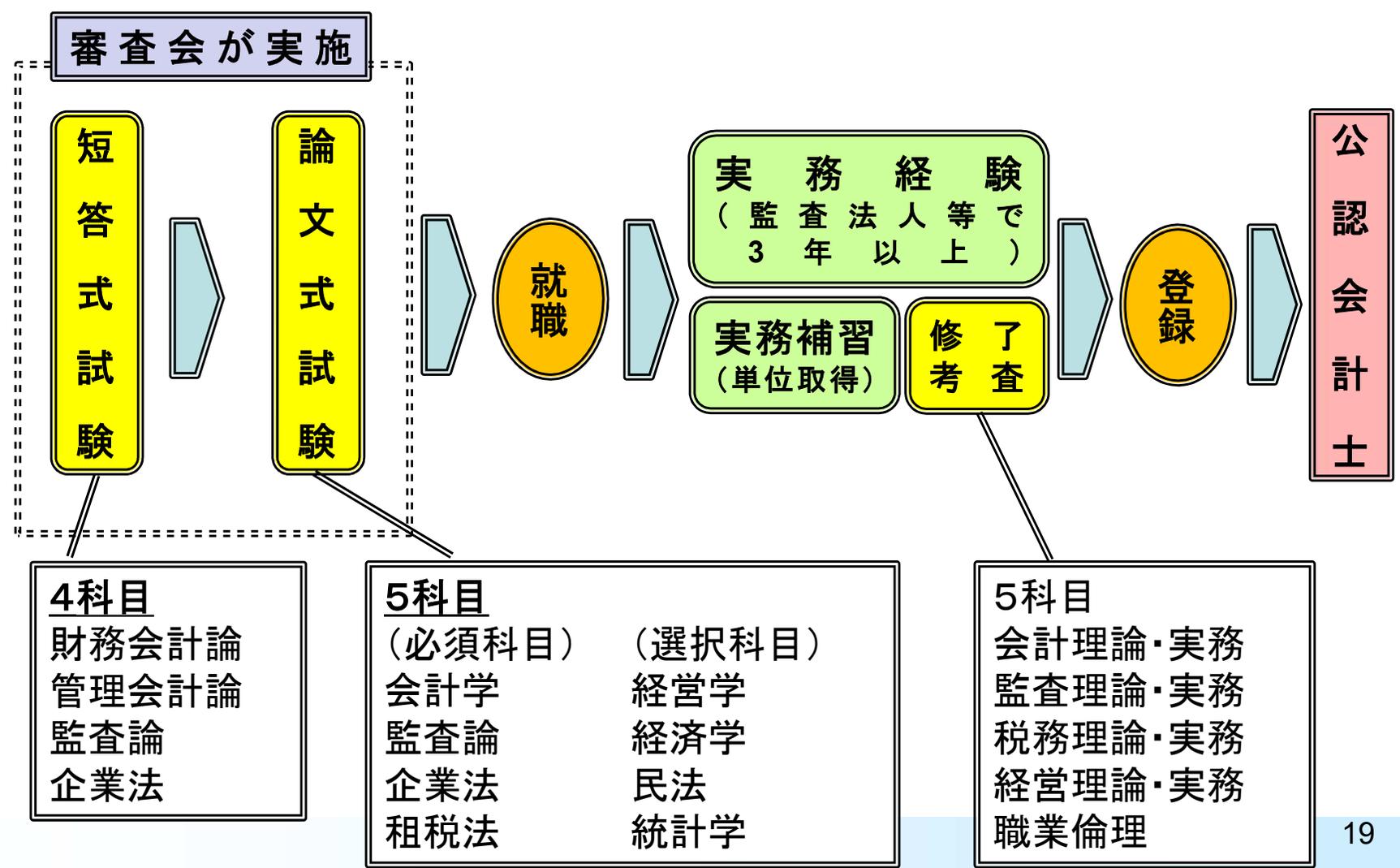
Ⅱ 監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了**審査**に合格した公認会計士のみ**に監査業務**を認めているのです。
- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の**グローバル化**、**株式会社等の大規模化**や**多角化**、**技術の進歩**等により大きく変化しています。公認会計士は、これらの変化に対応する必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に**専門研修**を受講するように義務付けられています（**継続的専門能力開発制度**：Continuing Professional Development）。

Ⅱ 監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です（**外観的独立性**）。
 - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**」のない公認会計士又は監査法人が監査をするように求めています。

Ⅲ 公認会計士試験制度



Ⅲ 公認会計士試験制度

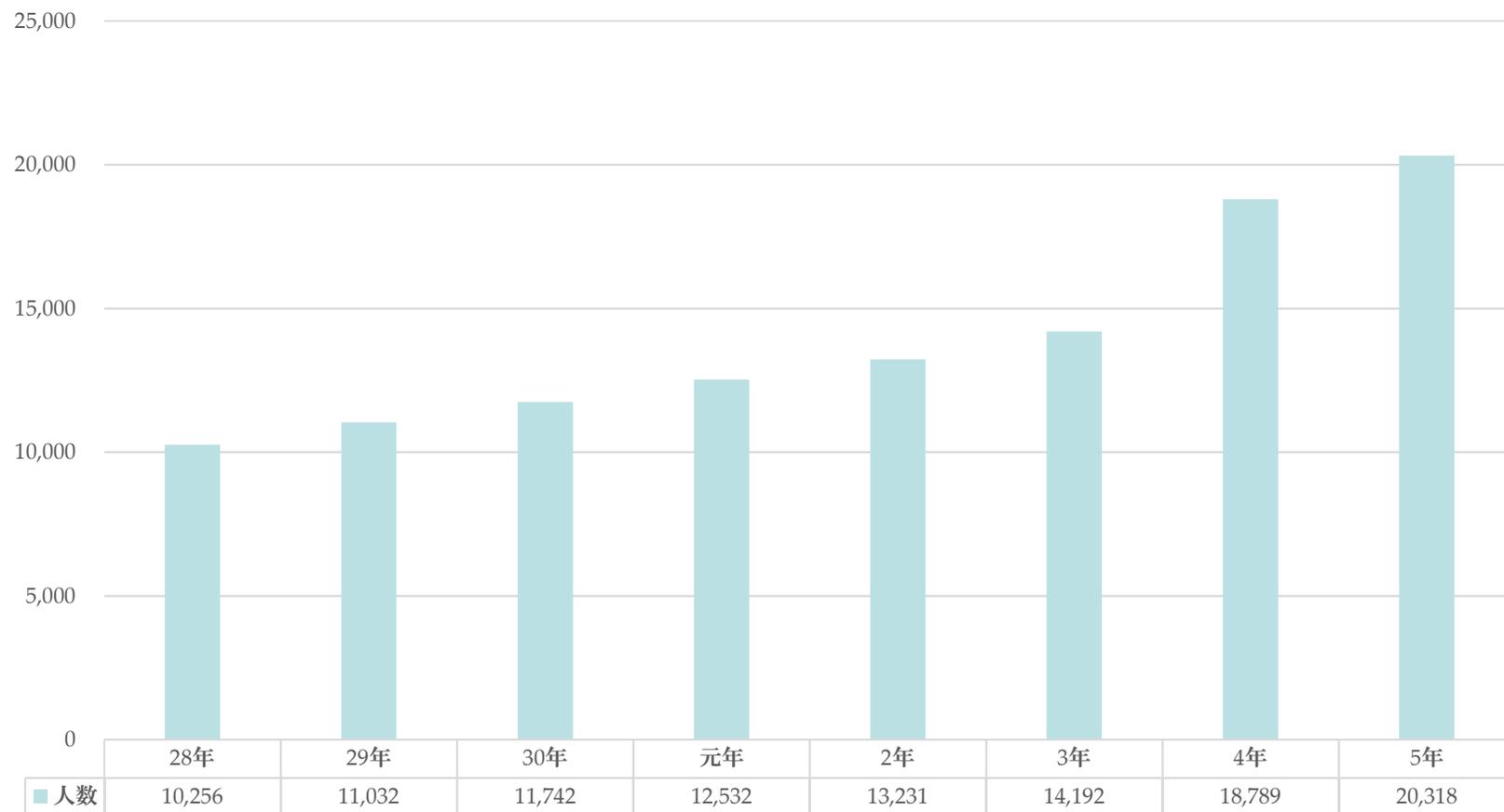
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

Ⅲ 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
 - － したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
- 論文式試験は、受験者が必要な**専門的知識**を有しているという前提で、受験者の**思考力、判断力、応用能力、論述力**等を評価することに重点をおきます。
 - － そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。

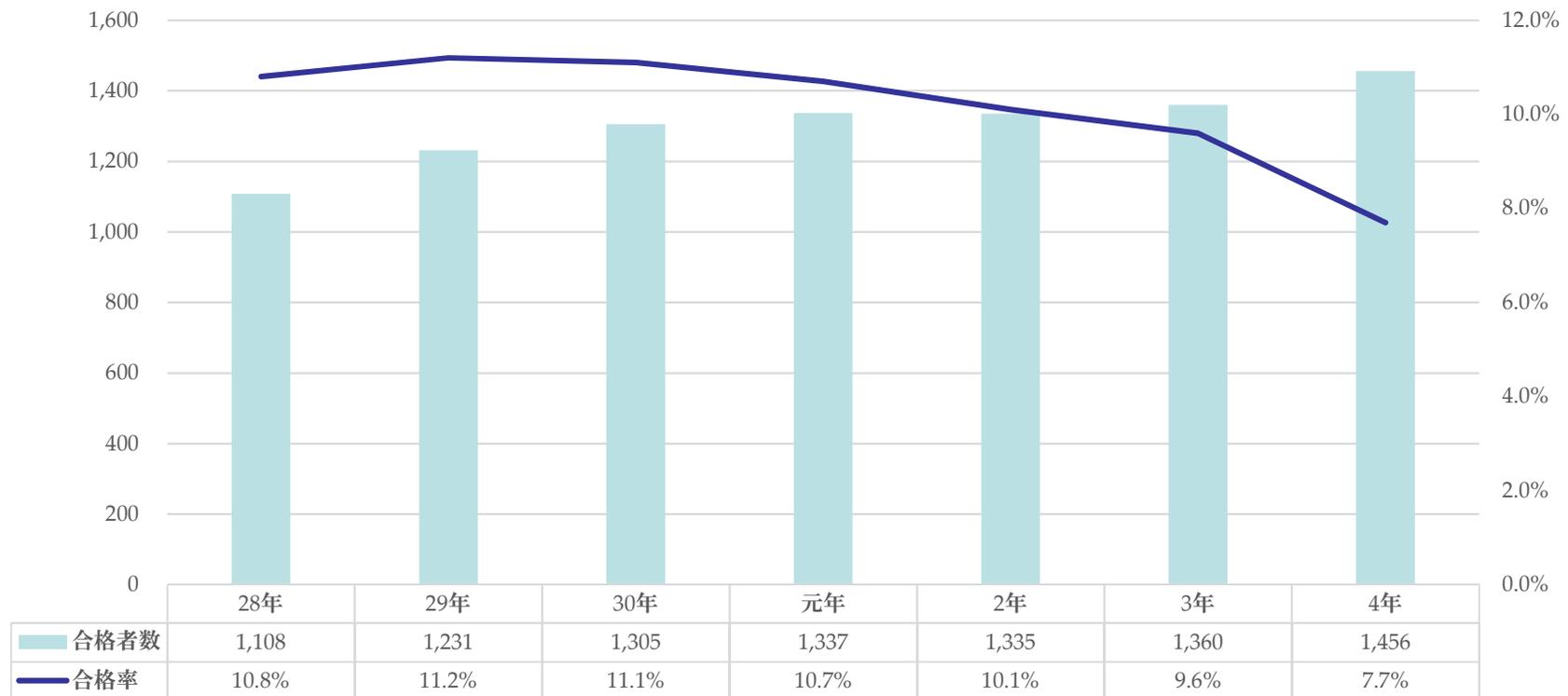
Ⅲ 公認会計士試験制度

願書提出者数



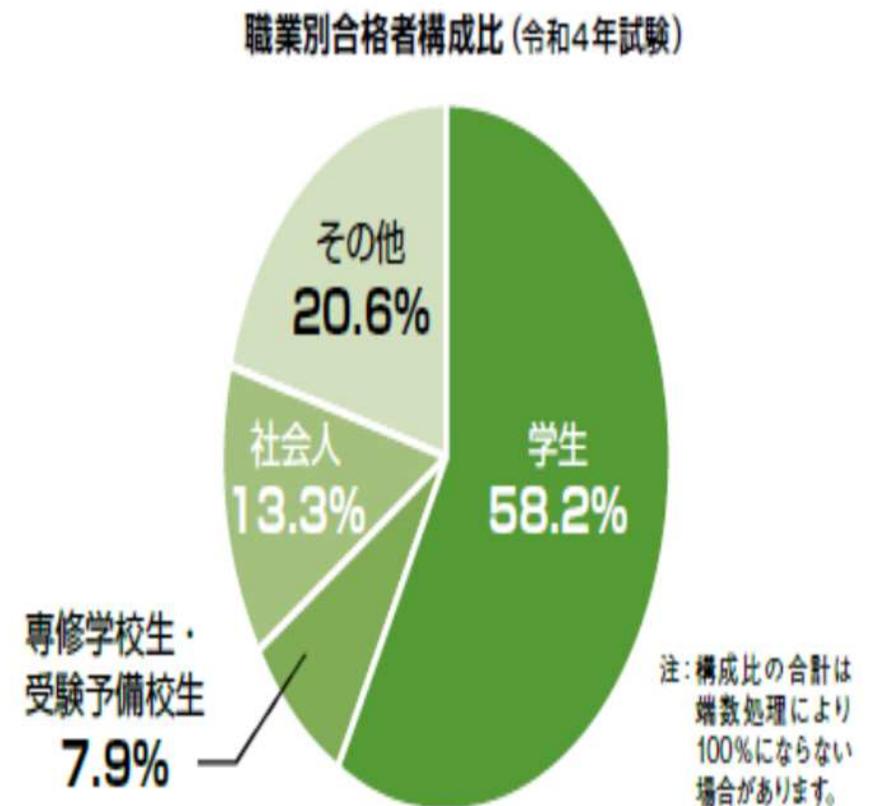
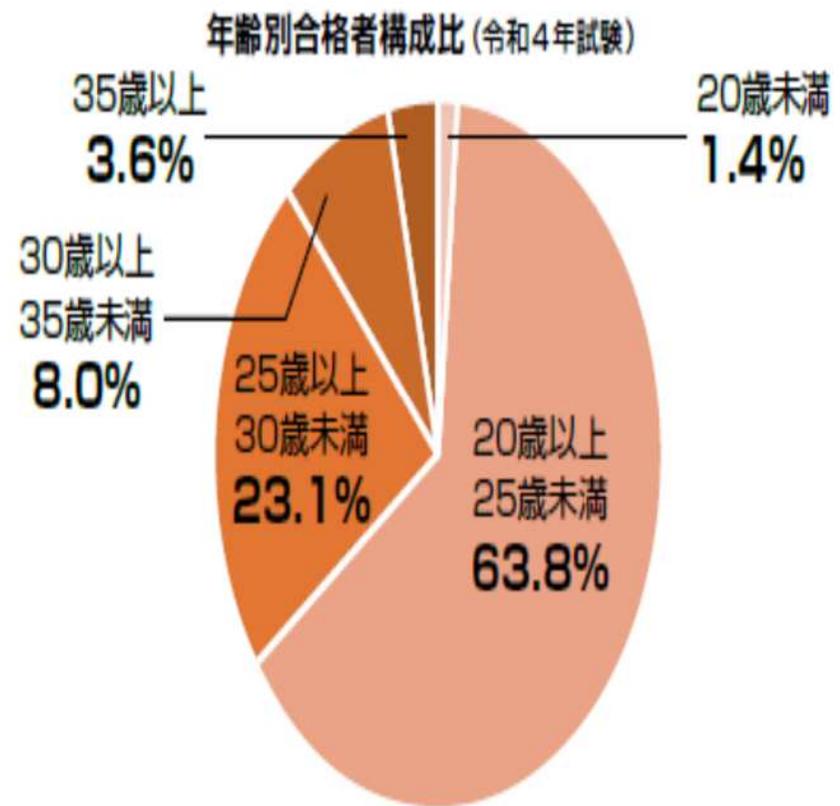
Ⅲ 公認会計士試験制度

合格者数・合格率



合格者数 合格率

Ⅲ 公認会計士試験制度



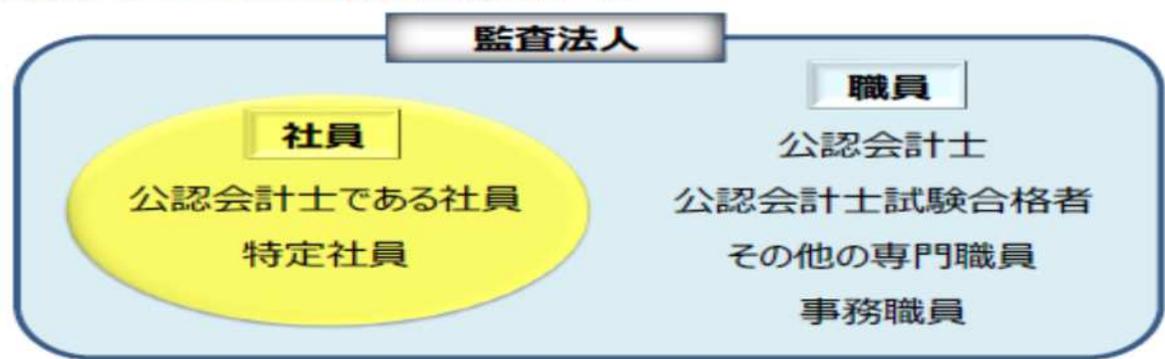
公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士!』 (パンフレット)

IV 監査法人

- 監査対象である会社等が大規模化・多角化すると監査人側も組織化する必要があります。そのため、今日、ほとんどの上場会社の監査は、大手監査法人や準大手監査法人によって実施されています。
 - － 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に行う**ことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 令和5年3月末時点で、280の監査法人があります。

IV 監査法人

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—
(第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 180 人～約 600 人	約 30 人～100 人弱	～約 40 人 (注 2)
常勤職員数	約 2,600 人～約 6,900 人	約 200 人～800 人強	～約 90 人 (注 2)

(注 1) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3<監査法人の規模別の特徴> (57 ページ) を参照のこと。

(注 2) 社員数及び常勤職員数が大きく乖離している 1 法人を除く。

審査会『令和 5 年版 モニタリングレポート』令和 5 年、16 頁。

IV 監査法人

図表Ⅲ-1-18 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Limited (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人(注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰星監査法人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三優監査法人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東陽監査法人	Crowe Global
PwC 京都監査法人(注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

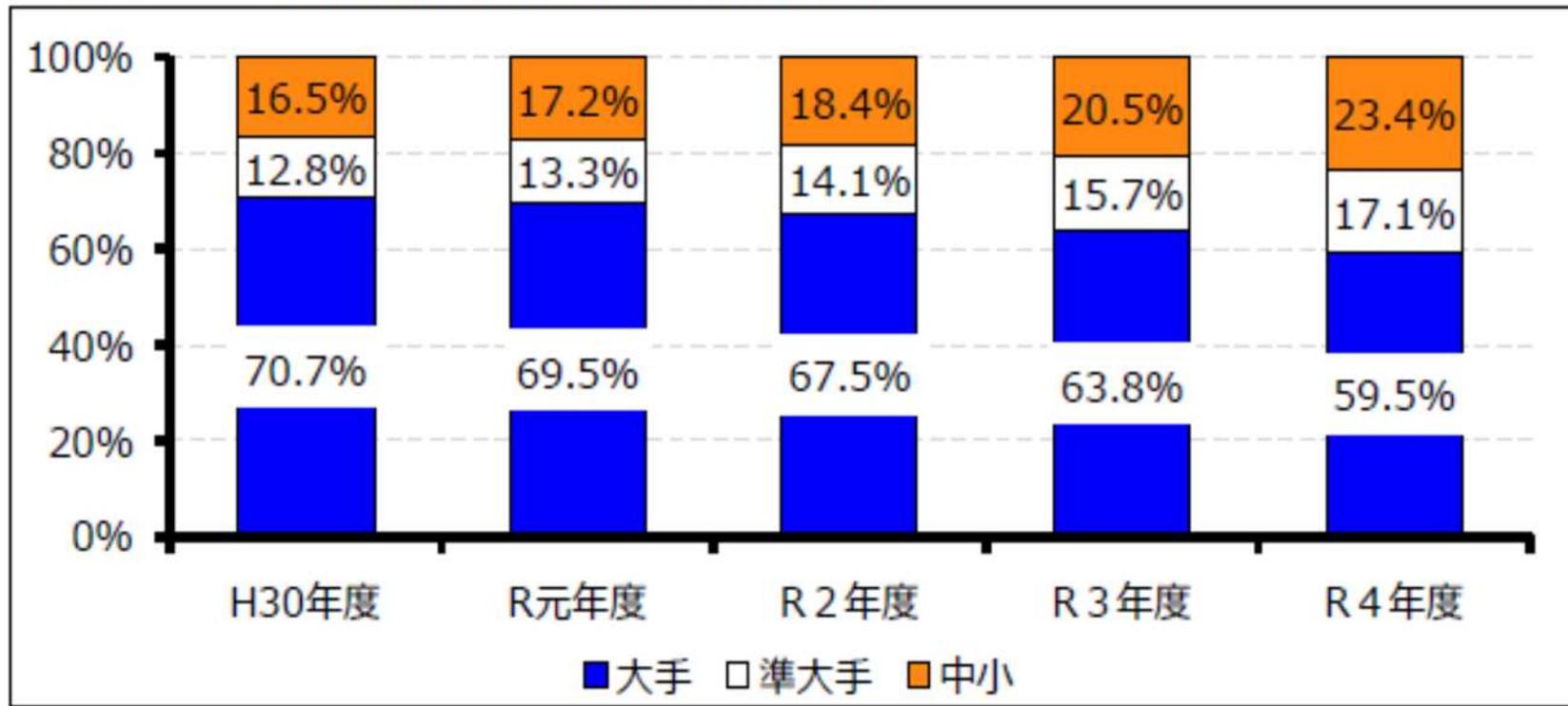
(注) PwC あらた有限責任監査法人及び PwC 京都監査法人は、令和5年6月1日、統合に向けた協議を開始した旨を公表している。

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成(令和5年7月1日現在)

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、81頁。

IV 監査法人

図表 I - 3 - 5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和5年版 モニタリングレポート』令和5年、25頁。

IV 監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークに加盟する必要があります。
- 被監査会社の会計システムのIT化に対応するため、また、監査の有効性・効率性の向上を図るため、IT（AI）を活用した監査ツールを開発する必要があります。監査ツールへの投資を効率化するため、グローバルネットワークが開発を担うようになっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、グローバルネットワークに加盟し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

V 公認会計士の活躍領域

監査業務

- 法定監査＝学校法人、労働組合、医療法人、社会福祉法人等に監査範囲は拡大
- 任意監査＝システム監査、情報セキュリティ監査等

IPO支援

- IPO＝株式会社が証券取引所に上場すること。内部統制の構築・運用を含む上場に向けての課題を解決するため支援

アドバイザー

- 会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供

V 公認会計士の活躍領域

事業会社

- 経理・決算業務や原価管理
- 経営戦略の企画
- 監査役等のスタッフや内部監査

金融機関

- 融資業務
- 事業再生
- 監査役等のスタッフや内部監査

官公庁

- 会計検査業務
- 金融機関・監査法人の検査
- 税務調査

V 公認会計士の活躍領域

独立開業

- 税務業務
- 監査業務
- アドバイザリー業務

社外役員

- 社外取締役
- 社外監査役

教員

- 会計専門職大学院の専任教員
- 非常勤教員

おわりに

- 会計・監査人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、その中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として、公的に認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた社会的に不可欠な役割です。
- 公認会計士は、会計や監査の知識・経験という強みを活かし、監査以外にも、様々な社会的役割を果たすことができます。
- 公認会計士は、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができます。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)

からダウンロードできます。

- 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
- 『目指せ、公認会計士！』 令和5年4月発行版
- 『令和5年版 モニタリングレポート』

ご清聴
ありがとうございました

